(二)　国外事業所等に係る取引に係る文書化

外国税額控除の適用を受ける内国法人は、当該内国法人が他の者との間で行った取引のうち当該取引から生ずる所得が当該内国法人の国外事業所等に帰せられるものに係る明細を記載した書類及び当該内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならない。

3　地方法人税について、法人税と同様に各事業年度の所得の金額の計算上、損金不算入とすること等の所要の整備を行うこととした。(法人税法第二六条、第三八条、第六七条、第六九条、第八〇条の二、第八一条の一三、第八一条の一五、第八一条の二五及び第八二条関係)

4　広域的運営推進機関を公益法人等の範囲に加えることとした。(法人税法別表第二関係)

三　地方法人税法の一部改正関係

国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しに伴い、次の措置を講ずることとした。

1　地方法人税の課税標準法人税額である基準法人税額につき、外国法人の区分に応じ、各事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額の区分ごとに、所得税額控除、外国税額控除に関する規定を適用しないで計算した法人税の額とする。(地方法人税法第六条関係)

2　恒久的施設を有する外国法人が納付する各課税事業年度の控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超える場合には、その超える金額を、当該課税事業年度の国外所得金額に対応する地方法人税の額を限度として、当該課税事業年度の地方法人税の額から控除する。(地方法人税法第一二条関係)

四　相続税法の一部改正関係

1　相続税の延納に係る要担保徴取額の最低限度額を一〇〇万円（改正前五〇万円）に引き上げることとした。(相続税法第三八条関係)

2　調書を提出すべき者が、所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該所轄税務署長以外の税務署長に対し、当該調書に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかの方法により提供できることとした。(相続税法第五九条関係)

五　登録免許税法の一部改正関係

学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業又は認定こども園の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等については、登録免許税を課さないこととした。(登録免許税法別表第三関係)

六　国税通則法の一部改正関係

1　納税の猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　納付方法の見直し

税務署長等は、納税の猶予をする場合には、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができる。(国税通則法第四六条関係)

(二)　担保の徴取基準の見直し

要担保徴取額の最低限度額を一〇〇万円（改正前五〇万円）に引き上げるとともに、その猶予期間が三月以内の場合には担保を不要とする。(国税通則法第四六条関係)

(三)　納税の猶予の申請手続等の整備

納税の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請をしようとする者は、その猶予の種類等に応じ、猶予該当事実の詳細、猶予を受けようとする金額及びその期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他の一定の事項を記載した申請書に、猶予該当事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他一定の書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならないこととするほか、申請に係る補正の手続、納税の猶予の不許可事由及び取消事由並びに申請事項の調査に係る質問検査権等の整備を行う。(国税通則法第四六条の二及び第四九条関係)

2　税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税義務者の同意がある一定の場合に該当するときは、当該納税義務者への通知は、当該税務代理人に対してすれば足りることとした。(国税通則法第七四条の九関係)

3　国税庁長官の法令解釈と異なる解釈等による裁決をするときは、国税不服審判所長は、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならないこととした。また、国税庁長官は、国税不服審判所長の意見を相当と認める一定の場合を除き、国税不服審判所長と共同して国税審議会に諮問しなければならないこととし、国税不服審判所長は、その議決に基づいて裁決をしなければならないこととした。(国税通則法第九九条関係)

4　地方法人税について、納税義務の成立時期、過少申告加算税の計算の基礎となる期限内申告税額等を定めるとともに、その調査に係る質問検査権を法人税と同様とする等の所要の整備を行うこととした。(国税通則法第一五条、第一九条、第二一条、第三〇条、第三三条、第四三条、第六五条、第七四条の二、第七五条、第八五条及び第八六条関係)

5　その他申請による換価の猶予について延滞税の軽減の適用対象とすること等、所要の規定の整備を行うこととした。

七　国税徴収法の一部改正関係

1　差押財産について、三回公売に付しても買受けの申込みがなかった場合において、差押財産の形状等の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるときは、その差押えを解除することができることとした。(国税徴収法第七九条関係)

2　公売又は随意契約による売却について、差押財産を、相互の利用上、他の差押財産と一括して同一の者に買い受けさせることが相当と認めるときは、これらの差押財産を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができることとした。(国税徴収法第八九条関係)

3　公売財産の見積価額について、税務署長は、近傍類似又は同種の財産の取引価格等の公売財産の価格形成上の事情を適切に勘案して、見積価額の決定をしなければならないこととした。また、この決定は、差押財産を公売するためのものであることを考慮しなければならないこととした。(国税徴収法第九八条関係)

4　換価の猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　税務署長は、換価の猶予（職権）をする場合において、必要があると認めるときは、財産目録等一定の書類又はその猶予に係る金額につき分割して納付させるために必要となる書類の提出を求めることができる。(国税徴収法第一五一条関係)

(二)　税務署長は、職権によるもののほか、滞納者が国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限から六月以内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、換価の猶予をすることができる。ただし、その申請に係る国税以外の国税（猶予の申請中の国税及び一定の猶予中の国税を除く。）について滞納がある場合は、この限りでない。(国税徴収法第一五一条の二関係)

(三)　税務署長は、換価の猶予（職権、申請）をする場合には、その猶予に係る金額（その納付を困難とする一定の金額を限度）をその猶予をする期間内の各月（税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、税務署長が指定する月）に分割して納付させるものとする。この場合においては、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。(国税徴収法第一五二条関係)